

建設業女性活躍ウェブサイト作成及び運営・保守業務委託に係る仕様書

1 委託業務名

建設業女性活躍ウェブサイト作成及び運営・保守業務委託

2 業務の目的

佐賀県は、建設産業で働く女性の入職を促進するとともに、定着を図るため、官民一体となって活動を行うためのネットワーク（以下「ネットワーク」）づくりを進めている。

ネットワークの活動を広報するためのウェブサイト（以下「サイト」）を公開し、ネットワークの活発化につなげていく。

3 業務の内容

(1) ネットワークの愛称（サイトの名称）考案及びレタリング

(2) サイト作成

以下の点を踏まえた上で、令和7年3月10日までに、次の①から③に挙げるページを作成し、建設・技術課の検査を受けること。

- ・ J I S X 8341-3:2016 AA以上を準拠すること。
- ・ I P A 「安全なウェブサイトの作り方」を準拠すること。
- ・ 既知の脆弱性への対応を行うこと。
- ・ 専門的な I C T の知識を必要とせず、簡単な操作により情報を発信・更新できる C M S を導入すること。
- ・ S N S との連携機能を備えること。
- ・ 女性の社会進出に向けた気運を盛り上げるとともに、若い世代の興味を惹く、躍動感のあるデザインとすること。
- ・ テキスト及び画像は、受託者が作成することを基本とするが、必要に応じて佐賀県が提供する素材を使用することができるものとする。

① ネットワークの活動を紹介するページ

- ・ テキスト及び画像を掲載し、随時更新できるようにすること。

② 会員を紹介するページ

- ・ ネットワークの会員となった企業を紹介すること。
- ・ 上記企業で働く女性技術者のインタビュー動画を埋め込むことができること。
(同意を得た企業から順次動画を制作し、公開していくこと。)

③ 入会申込みのページ

- ・ 会員規約に同意の上、申込みフォームに入力し、送信できる機能を設けること。

(3) サイトの運営・保守管理

サイトの運営・保守管理について、必要な対策等を適切に実施すること。また、既知の脆弱性の監視を行い、新たな脆弱性が確認された際には、県と相談の上、速やかに対応を行うこと。

なお、障害発生時は、速やかに建設・技術課に報告するとともに対応・復旧作業に努めること。

(4) 完了報告等

受託者は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに業務の実施状況に関する完了報告書を佐賀県建設・技術課に提出し、検査を受けなければならない。

4 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日（月）

5 委託上限額

990,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 代金の支払方法

完了払

7 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 情報の適正な管理に努めること。
- (2) 受託者は、事業の実施に当たっては、佐賀県建設・技術課と十分に打合せを行い、承認の上行うこと。
- (3) 受託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、佐賀県建設・技術課に協議を申し出ることができる。この場合、佐賀県建設・技術課は、やむを得ないと判断した場合は、見積決定額の範囲内において仕様の変更に応じる。
- (4) その他、必要に応じて佐賀県建設・技術課と協議を行うこと。
- (5) 本業務により得られた成果は、佐賀県建設・技術課に帰属するものとする。
- (6) サイトの納品前に、アプリケーション及びプラットフォームの脆弱性診断を行い、問題を解消した上で納品すること。